

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分担当名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	ふぐ処理業の許可
概要	<p>・食品としてのふぐの肝臓、卵巣、胃、腸、眼球及び脳並びにこれら以外の部位で人の健康を害するおそれがあるもの（以下「有毒部位」という。）を除去したり、その他の有毒部位が除去されていない食品としてのふぐを加工する場合は「大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例」により、市長の許可を受けなければなりません。</p> <p>ここでいう「ふぐを加工する」とは、ふぐから可食部位を取り出したり、切り分けたりする行為のことです。</p> <p>※許可が必要な行為の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丸ふぐの内臓を除去すること</li> <li>・中抜きふぐの眼球や脳を除去すること</li> <li>・未処理のトラフグからヒレを切り離すこと</li> </ul> <p>※単にふぐを締めたり、腹を切り開くなど、ふぐの分割が行われない行為を行う場合は、許可を必要としません。</p> <p>・業としてふぐの有毒部位の除去又はその他の有毒部位が除去されていない食品としてのふぐの加工に従事しようとする者は知事の登録「ふぐ処理登録者」を受ける必要があります。</p> <p>・許可を受ける場合は、営業施設が「大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例施行規則」で定める基準に適合している必要があります。</p>
根拠法令等 及び条項	大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第3条及び第4条 大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例施行規則第2条及び第3条
審査基準	<p>・許可を受ける場合は、営業施設が「大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例施行規則」で定める基準に適合する必要があります。</p> <p>営業施設の基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>除去した有毒部位を保管するための不浸透性の材料で造られた施錠することができる容器で、清掃しやすい構造を有する専用のものを備えていること。</p> <p>・申請をした者が次に掲げる基準のいずれかに適合しない時は、許可を与えない場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。ただし、その許可を要しない営業を営む場合は不要。</li> <li>二 この条例の規定により許可を取り消された場合は、その取消しの日から三年を経過していること。</li> <li>三 営業施設にふぐ処理登録者を置いていること。</li> <li>四 営業施設が規則で定める基準に適合していること。</li> </ol>
標準処理期間	15日間（ただし閉庁日は除く）
経由日数	なし
提出先	店舗所在地を担当する生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	ふぐ処理業許可申請書、ふぐ処理登録者証、食品衛生法に基づく許可を有している場合は営業の許可証、法人の場合は登記事項証明書及び手数料を店舗所在地を担当する生活衛生監視事務所へ提出してください。
手数料	ふぐ処理業許可申請手数料：6,600円 ※改正前の「大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例」第3条第1項の許可のうち、処理をしない営業（販売）許可を取得している者が新規申請をする場合は、平成31年3月31日までの間は手数料は必要ありません。
相談窓口	店舗所在地を担当する生活衛生監視事務所
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004420.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004420.html</a>
備考	